

期間入札の公告

令和 8年 3月13日

福島地方裁判所相馬支部

裁判所書記官 栗田 俊

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 8日 午前 8時30分から 令和 8年 5月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月22日 午前10時00分 場 所 福島地方裁判所相馬支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 5日 午後 1時00分 場 所 福島地方裁判所相馬支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月13日から当庁物件明細書等閲覧所に備え置きます。	

物 件 目 録

- ☆3 所 在 南相馬市鹿島区浮田字浮田
地 番 36番1
地 目 田
地 積 2742平方メートル
- ☆4 所 在 南相馬市鹿島区浮田字浮田
地 番 252番
地 目 田
地 積 2998平方メートル
- ☆5 所 在 南相馬市鹿島区浮田字浮田
地 番 266番3
地 目 田
地 積 1434平方メートル
- ☆6 所 在 南相馬市鹿島区浮田字浮田
地 番 267番
地 目 田
地 積 2204平方メートル



物件明細書

令和 7年12月 3日

福島地方裁判所相馬支部

裁判所書記官 栗田 俊

1 不動産の表示

【物件番号3～6】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3～6】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3～6】

Bが占有している。農地法3条の許可を受けていない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 3 | 所 | 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 | 番 | 36番1 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 2742平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 | 番 | 252番 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 2998平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 | 番 | 266番3 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 1434平方メートル |
| 6 | 所 | 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 | 番 | 267番 |
| | 地 | 目 | 田 |
| | 地 | 積 | 2204平方メートル |



(物件3、4、5、6)
令和7年(ケ)第4号
令和7年8月6日受理
令和7年10月22日提出

現況調査報告書

福島地方裁判所相馬支部

執行官 佐久間 裕 子

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|----------------|
| 3 | 所 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 番 | 3 6 番 1 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 2 7 4 2 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 番 | 2 5 2 番 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 2 9 9 8 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 番 | 2 6 6 番 3 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 1 4 3 4 平方メートル |
| 6 | 所 在 | 南相馬市鹿島区浮田字浮田 |
| | 地 番 | 2 6 7 番 |
| | 地 目 | 田 |
| | 地 積 | 2 2 0 4 平方メートル |

占有者及び占有権原 (物件3、4、5、6関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> B
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> 農地(田) <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人(■A(所有者)、B(占有者)、C(占有者の子))の陳述/□提示文書()の要旨	
占有権原	<input checked="" type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成17年頃
最初の契約日	平成17年頃
契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
当事者借主	<input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
賃料・支払時期等	毎年 金9万円(毎年12月末日限り当年分支払) <input type="checkbox"/> 前払(分 円) <input type="checkbox"/> 相殺(分 円)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	・上記賃貸借は、物件3、4、5、6を一括して1つの賃貸借契約を締結しており、賃料も一括借上げ分の賃料である。 ・BはAに対して管理費と併せて毎年約24万円を支払っている。
執行官の意見	<input type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ A (物件所有者)</p>	<p>(9月8日物件10所在地で面談し事情聴取)</p> <p>1 物件3、4、5、6の各土地は田です。</p> <p>2 これらの土地は、全てBに貸しています。Bは私の親戚です。Bにこれらの土地を貸したのは平成24年だったと思いますが、よく覚えていません。親戚なので、契約書は作成していません。口頭で合意しました。</p> <p>3 Bは私に田の草取りなどの管理を任せており、その管理費として、Bは私に毎年15万円くらい支払っています。賃料は1反当たり7000円くらいだと思います。賃料と管理費の合計金額がいくらになるのかはよく分かりません。Bに聞いてください。</p> <p>4 Bの住所は、地名までは教えますので、あとは執行官が調べてください。</p>
<p>■ C (物件占有者Bの子)</p>	<p>(9月22日Bの自宅で面談し事情聴取)</p> <p>1 Bは不在ですので、分かる範囲で私が答えます。</p> <p>2 BはAから本件各土地を借りて、稲作をしています。ただ、日常的な田の管理はAにお願いしており、BはAに賃料のほか、管理費を支払っていますが、詳しいことは分かりません。後ほどBから執行官に電話させますので、Bから直接聞いてください。</p>
<p>■ B (物件占有者)</p>	<p>(9月22日電話で事情聴取)</p> <p>1 私は本件各土地をAから借りて、稲作をしています。 賃料は1年で10アール当たり9000円です。また、私は管理費として1年で10アール当たり1万5000円をAに支払っています。ただし、厳密に本件各土地が何アールかを計算して支払っている訳ではなく、おおよその面積で支払っています。合計で1年に23万か24万くらい支払っています。賃料と管理費の1年分の合計額を、その年の12月に支払っています。</p> <p>2 私がAから本件各土地を借りたのは、Aの父親が亡くなった後ですので、今から約20年前です。口頭でAとの間で合意しました。平成23年3月の東日本大震災後、平成26年までは作付けが制限されていたので、稲作を中断していました。平成27年からは作付け制限が解除されましたので、それ以降、稲作を再開しました。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (物件占有者)	3 私とAとの賃貸借契約は、農地法3条の許可を受けていません。 4 本件各土地は地割れや陥没等はありません。 5 私が本件各土地を購入することを考えていますので、売却する場合には私に通知してください。
■ 南相馬市農業委員会 担当者	(9月22日電話で事情聴取) 1 本件各物件の賃貸借契約は、農地法3条の許可を受けていません。また、中間管理機構を通じた賃貸借でもありません。 2 農地ですので、買受人は適格証明書が必要です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、地積測量図、土地位置関係図及び添付写真のとおりである。なお、公図写しの方位表示は現況に合わせて修正の上、添付している。
- 2 物件3土地について
 - (1) 本土地は、北側で水路を介して公図上の道に面している。水路と公図上の道は一体として市道敷きとなっている。また、東側の一部は、南相馬市所有の登記上の地目が公衆用道路である36番2土地に接している。36番2土地とその東側にある水路は、一体として市道敷きとなっている。
 - (2) 見分できる範囲において、隣接地との間において境界が問題となっている状況は見受けられなかったが、隣接地との境界は判然としない。
- 3 物件4土地について
 - (1) 本土地は北西側で水路を介して公図上の道に面している。水路と公図上の道は一体として市道敷きとなっている。
 - (2) 見分できる範囲において、隣接地との間において境界が問題となっている状況は見受けられなかったが、隣接地との境界は判然としない。
- 4 物件5及び物件6の各土地について
 - (1) 物件5土地は、南側で福島県所有の登記上の地目が公衆用道路である266番5土地に接している。266番5土地は、福島県所有の登記上の地目が公衆用道路である266番4土地や公図上の道等と一体として県道敷きとなっている。

物件5土地は、北側で物件6土地と接している。

物件5及び物件6土地は、西側で水路を介して公図上の道に面している。公図上の道は水路と一体として市道敷きとなっている。また、東側で公図上の道に接している。公図上の道は水路と一体として法定外道路となっている。
 - (2) 見分できる範囲において、隣接地との間において境界が問題となっている状況は見受けられなかったが、物件5と物件6の各土地の境界や本件各土地と隣接地との境界は判然としない。
- 5 本件各土地の占有権原等について
 - (1) A及びBの陳述を踏まえ、本件各土地は、貸主をA、借主をBとした賃貸借契約によりBが農地(田)とし占有しているものと認めた。なお、上記賃貸借は、中間管理機構を通じた賃貸借ではなく、また農地法3条の許可も受けていない。
 - (2) AとBの各陳述は、本件各土地の賃貸借契約の時期や賃料等について齟齬がある。賃貸借契約の時期については、Bの陳述がAの陳述よりも具体的で合理性があるため、Bの陳述を踏まえて平成17年頃とした。また、賃料については、本件各土地の合計地積が9378㎡であり、93.78アールとなる。Bの陳述を踏まえ100アールで計算すると、1年間の賃料が9万円、管理費が15万円であり、Bの述べた合計金額とほぼ合致する。また、管理費についてはAの陳述とも合致する。そのため、1年当たりの賃料を9万円と認定した。

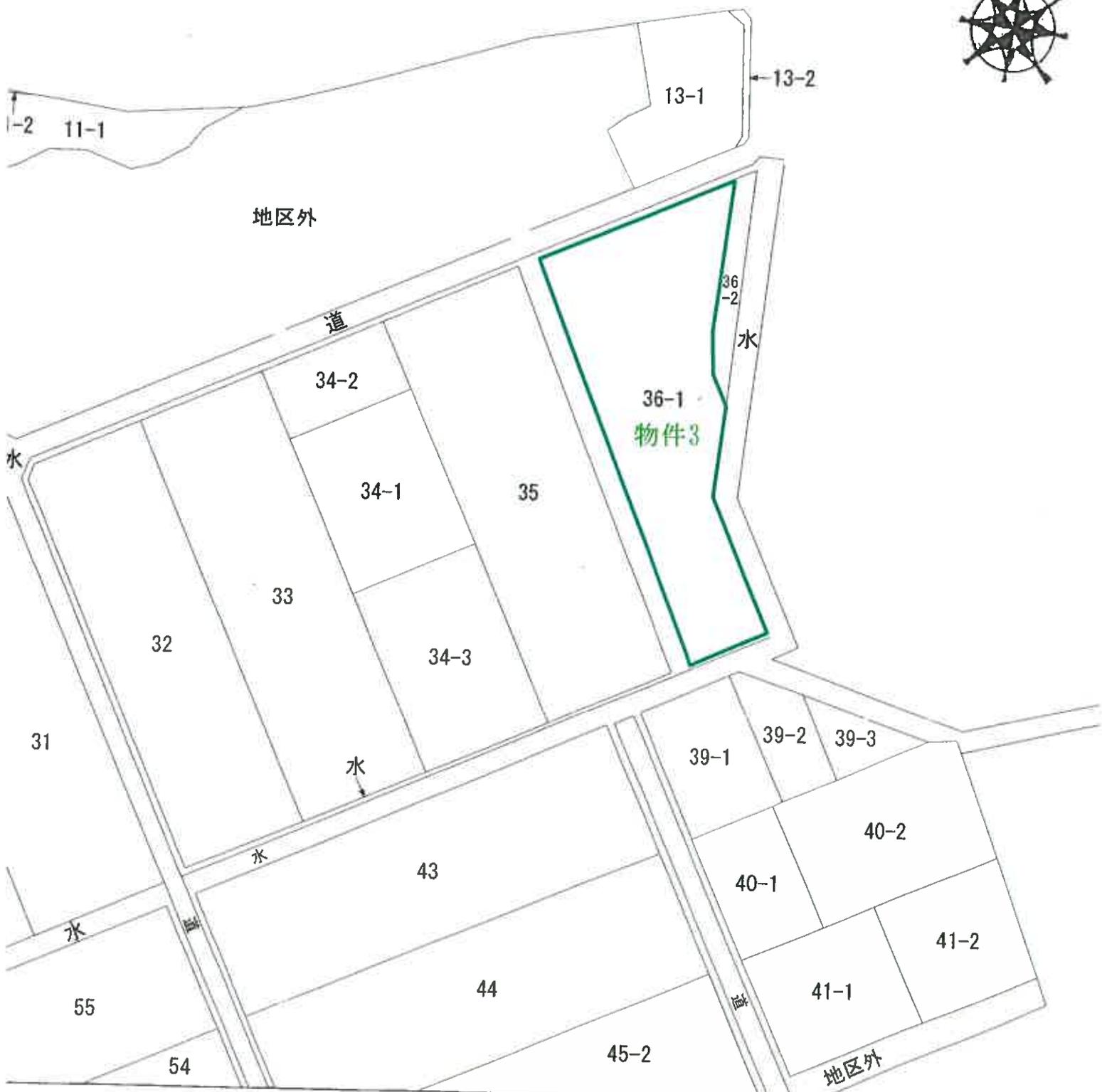
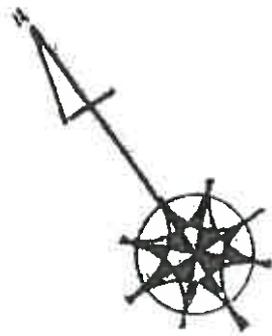
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年8月7日（木） ： ー ：	執行官室	南相馬市長に対し、固定資産税に関して保有する図面の交付申請書を送付（8月25日受領）
令和7年8月22日（金） ： ー ：	執行官室	福島地方法務局相馬支局に対し、全部事項証明書等交付申請を送付（8月27日受領）
令和7年8月27日（水） 13：20－13：31	南相馬市役所資産税課	資産税課にてマップと題する図面の交付申請（同日受領）
令和7年8月27日（水） 14：18－14：20（物件3） 14：21－14：25（物件5、6）	物件所在地	現況（占有）調査、写真撮影
令和7年9月8日（月） 12：55－13：05（物件3） 13：07－13：17（物件5、6） 13：20－13：27（物件4）	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影
令和7年9月8日（月） 13：35－13：52	物件10所在地	Aから口頭にて事情聴取
<p>（特記事項）</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせた。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年9月22日 (月) 11:55-12:03	執行官室	南相馬市農業委員会担当者から電話にて事情聴取
令和7年9月22日 (月) 13:50-13:57	Bの自宅	Cから口頭にて事情聴取
令和7年9月22日 (月) 16:55-17:25	執行官室	Bから電話にて事情聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち合わせた。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



この図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

1

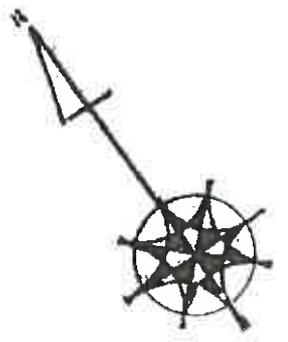
1,200 付け

公図写

福島地方法務局 (法第14条第1項地図)

地番区域見出

所在	南相馬市鹿島区浮田字浮田	(9 枚目)	地番	36番1
----	--------------	----------	----	------



図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして1:200のスケールで、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

1,200
公図写

地番区域見出し
鹿島区
字浮田

福島地方法務局 (法第14条第1項地図)

南相馬市鹿島区浮田字浮田

(10 枚目)

地番 252番



1
1,200

公 図 写

福島地方法務局 (法第14条第1項地図)

土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



登記年月日：平成7年11月19日

3003093

266-3 / ②
266-3 / ③
266-3 / ④
266-3 / ⑤
266-3 / ⑥
266-3 / ⑦
266-3 / ⑧
266-3 / ⑨
266-3 / ⑩
266-3 / ⑪
266-3 / ⑫
266-3 / ⑬
266-3 / ⑭
266-3 / ⑮
266-3 / ⑯
266-3 / ⑰
266-3 / ⑱
266-3 / ⑲
266-3 / ⑳
266-3 / ㉑
266-3 / ㉒
266-3 / ㉓
266-3 / ㉔
266-3 / ㉕
266-3 / ㉖
266-3 / ㉗
266-3 / ㉘
266-3 / ㉙
266-3 / ㉚
266-3 / ㉛
266-3 / ㉜
266-3 / ㉝
266-3 / ㉞
266-3 / ㉟
266-3 / ㊱
266-3 / ㊲
266-3 / ㊳
266-3 / ㊴
266-3 / ㊵
266-3 / ㊶
266-3 / ㊷
266-3 / ㊸
266-3 / ㊹
266-3 / ㊺
266-3 / ㊻
266-3 / ㊼
266-3 / ㊽
266-3 / ㊾
266-3 / ㊿

土地の所在 一 相馬郡鹿島町大字浮田字浮田
南相馬市鹿島区

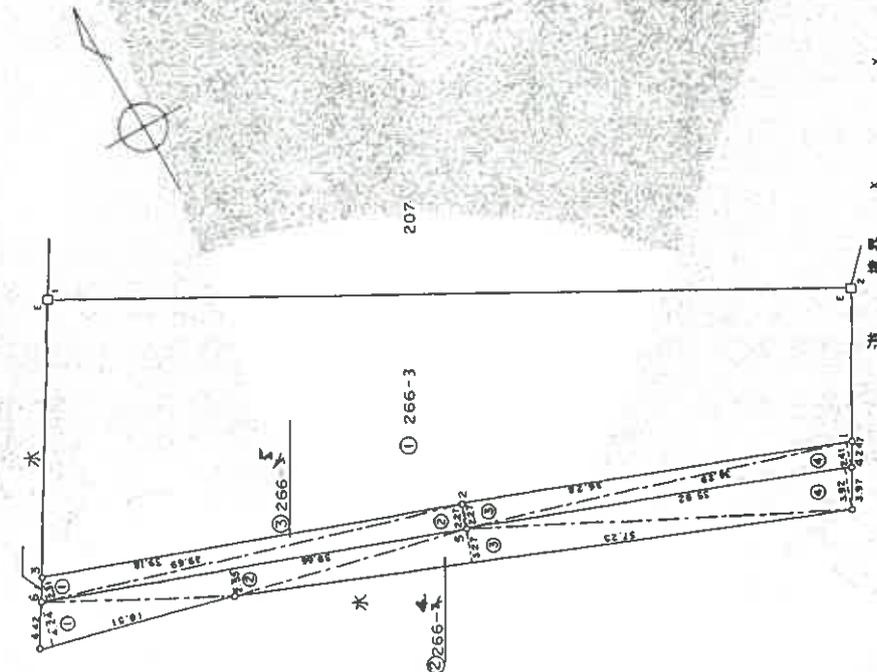
② 地番 266-3-4

符号	底辺	高さ	倍積
1	18.51 x	4.24 =	78.4824
2	39.66 x	2.55 =	101.1330
3	57.25 x	3.27 =	187.2027
4	35.82 x	3.92 =	140.4144
合計			507.2373
面積			253.61665
地積			253 m ²

③ 地番 266-3-5

符号	底辺	高さ	倍積
1	39.69 x	2.31 =	91.6839
2	39.69 x	2.27 =	90.0963
3	36.29 x	2.27 =	82.3783
4	36.29 x	2.41 =	87.4589
合計			351.6174
面積			175.80870
地積			175 m ²

① 地番 266-3
1864 m² - (253.61865 m² + 175.80870 m²) = 1434.57265 m²
物件 5
地積 1434 m²



境界
X
190853.187
190865.956
190879.439
190851.042
190863.808
190877.395
Y
97301.547
97267.593
97310.808
97300.320
97266.848
97229.588

①... X=190865.552 Y=97308.516
②... X=190901.504 Y=97243.992

□ --- 永久杭
□... X=190865.552 Y=97308.516
□... X=190901.504 Y=97243.992

1 / 500

嘱託者

製作者

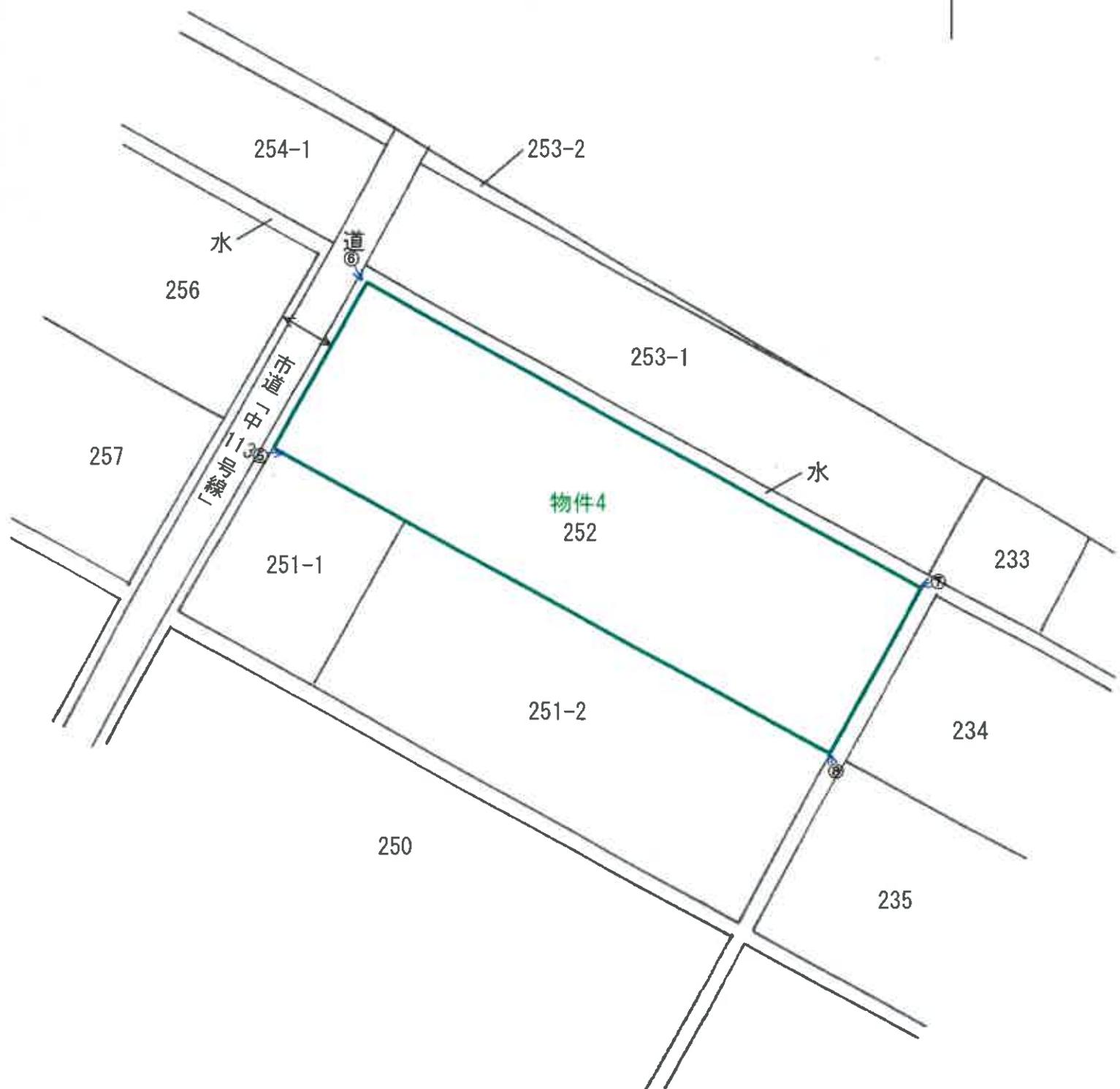
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月15日 福島地方事務所相馬支所

登記簿



←○写真撮影位置方向・写真番号
土地位置関係図

4



←○写真撮影位置方向・写真番号
土地位置関係図



←○写真撮影位置方向・写真番号
土地位置関係図



物件3

No. 1



物件3

No. 2



市道

36番2土地

物件3

No. 3



市道

物件3

No. 4



市道

物件4

No. 5



物件4

市道

No. 6



物件4

No. 7



物件4

No. 8



物件5

No. 9



市道

物件5

No. 10



物件6

物件5

市道

No. 11



市道

物件6

物件5

No. 12



物件6

物件5

市道

No. 13



法定外道路

物件5

物件6

No. 14



令和 7年(ケ)第 4 号
令和 7年 9月 8日 現地調査
令和 7年 9月19日 現地調査
令和 7年10月31日 評 価

福島地方裁判所相馬支部 御中

評 価 書

[物件 3, 4, 5, 6]

評価人 不動産鑑定士

金子克之

印

第1 評価額

○物件3

評 価 額
金 460,000 円

上記は農地（田）であるため、買受にあたり所定の適格証明が必要である。

○物件4

評 価 額
金 487,000 円

上記は農地（田）であるため、買受にあたり所定の適格証明が必要である。

○物件5

評 価 額
金 245,000 円

上記は農地（田）であるため、買受にあたり所定の適格証明が必要である。

○物件6

評 価 額
金 377,000 円

上記は農地（田）であるため、買受にあたり所定の適格証明が必要である。

評 価 額 合 計
金 1,569,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行なうものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
3	所在地目地積所有者	南相馬市鹿島区浮田字浮田 36番1 田 2742 m ² A	
4	所在地目地積所有者	南相馬市鹿島区浮田字浮田 252番 田 2998 m ² A	
5	所在地目地積所有者	南相馬市鹿島区浮田字浮田 266番3 田 1434 m ² A	
6	所在地目地積所有者	南相馬市鹿島区浮田字浮田 267番 田 2204 m ² A	
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

符 号	物件3……字浮田36番1 [現況地目：田、登記地目：田]	
位 置 ・ 交 通	<p>J R常磐線「鹿島駅」の北西方約 4, 150 m (道路距離 以下同じ)</p> <p>常磐自動車道「南相馬鹿島スマートIC」の北東方約 1, 650 m</p> <p>福島交通バス停「満中内」のほぼ西方約 280 m</p> <p>南相馬市鹿島区役所の北西方約 3, 750 m</p>	
付 近 の 状 況	<p>当該近隣地域は南相馬市中心部（原町区）の北方郊外、鹿島区中心部の北西方郊外に位置し、県道「草野大倉鹿島線」を最寄りの幹線街路として農地が広がる中、農家住宅、集会所が散在する旧来からの農家集落地域である。</p> <p>周辺農地は、以前に土地改良事業（昭和41年11月 2日・土地改良法による換地処分）が実施されて比較的形の良い広大な農地（田）が広がっている。</p>	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	— (無指定地域)
	建 ぺ い 率	指定：60 %
	容 積 率	指定：200 %
	防 火 規 制	防火・準防火地域の指定なし
	その他の規制	特記事項参照
画 地 条 件 等	<p>規 模：2,742 m² (登記) …昭和41年11月 2日土地改良法による換地処分</p> <p>形 状：概ね整形（概ね略台形状）</p> <p>間口×奥行等：北東側間口約 47m, 奥行約 96m 南東側間口約 50m, 奥行約 28~47m</p> <p>接面道路との関係：北東側有効路面より 0.3m低 南東側有効路面より 0.3m低</p> <p>地 勢 等：平坦</p> <p>土壌の状態等：普通（耕作田）</p> <p>そ の 他：—</p>	
接 面 道 路 の 状 況	<p>①北東側有効幅員約 3.0m舗装市道「中117号線」に接面。 (※上記道路は建築基準法第42条 2項道路)</p> <p>②南東側有効幅員約 3.5m舗装市道「中125号線」に接面。 (※上記道路は建築基準法第42条 2項道路)</p>	
土 地 の 利 用 状 況	本件は賃借人Bが田として耕作・占有している。(現況調査報告書参照)	

供給処理施設	<p>上水道 ー [整備区域外] ガス配管 ー [整備区域外] 下水道 ー [整備区域外]</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>
特記事項	<p>1. その他の規制について</p> <p>○埋蔵文化財</p> <p><input type="checkbox"/> 無 ・ 有 (周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない)</p> <p>○農・振・法上の農振地域及び農用地の指定</p> <p>無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 [農用地 (農地転用許可基準：第一種農地) (買受に際し、所定の適格証明要)]</p> <p>○洪水ハザード浸水想定区域外</p> <p>2. 土地賃貸借の状況 (物件 3、4、5、6 共通)</p> <p>①当事者：賃貸人 所有者 A 賃借人 占有者 B</p> <p>②占有状況：農地 (田として耕作)</p> <p>③占有権原：賃借権</p> <p>④占有開始時期：平成 17 年頃</p> <p>⑤契約日・期間：平成 17 年頃 (期間の定めなし)</p> <p>⑥賃料：毎年 金 9 万円</p> <p>⑦支払時期等：毎年 12 月末日限り 当年分支払</p> <p>⑧一時金等：ない</p> <p>⑨その他：○上記契約は物件 3～6 を一括しての賃貸借である。 ○B は A に対して管理費と併せて毎年約 24 万円を支払っている。 ○当該賃貸借は農地法第 3 条の許可は受けていないし、また、中間管理機構を通じた賃貸借でもないとのこと。 (詳細は現況調査報告書参照)</p> <p>3. 地下埋設物及び土壌汚染関係について</p> <p>地下埋設物については詳細不詳であるが、現地調査や過去地図及び官庁の公表資料から考慮して、過去に土壌汚染の危険性を有する用途で使用された形跡や端緒は殆どないものと見られる。但し、厳密には専門家又は専門機関による調査を要する。</p> <p>4. 物理的減価要因について</p> <p>耕作・占有者 B によれば、地割れや陥没等の物理的な減価要因はないとのこと。</p> <p>5. 土地改良事業について</p> <p>本件は昭和 37 年～40 年に土地改良事業として「農業構造改善事業浮田地区」が実施されて、昭和 41 年 11 月 2 日換地処分済。(登記参照) なお、事業費等は償還済。</p>

符 号	物件4……字浮田252番 [現況地目：田、登記地目：田]	
位 置 ・ 交 通	JR常磐線「鹿島駅」の北西方約 4,150m (道路距離 以下同じ) 常磐自動車道「南相馬鹿島スマートIC」の北東方約 2,040m 福島交通バス停「満中内」のほぼ北方約 280m 南相馬市鹿島区役所の北西方約 3,740m	
付 近 の 状 況	当該近隣地域は南相馬市中心部(原町区)の北方郊外、鹿島区中心部の北西方郊外に位置し、県道「草野大倉鹿島線」を最寄りの幹線街路として農地が広がる中、農家住宅、集会所が散在する旧来からの農家集落地域である。 周辺農地は、以前に土地改良事業(昭和41年11月2日・土地改良法による換地処分)が実施されて比較的形の良い広大な農地(田)が広がっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	— (無指定地域)
	建 ぺ い 率	指定：60%
	容 積 率	指定：200%
	防 火 規 制	防火・準防火地域の指定なし
	その他の規制	特記事項参照
画 地 条 件 等	規 模：2,998 m ² (登記) …昭和41年11月2日土地改良法による換地処分 形 状：長方形 間口×奥行等：北西側間口約 30m, 奥行約 100m 接面道路との関係：北西側有効路面より 0.5m低 地 勢 等：平坦 土壌の状態等：普通(耕作田) そ の 他：—	
接 面 道 路 の 状 況	北西側有効幅員約 2.5m未舗装市道「中113号線」に接面。 (※上記道路は建築基準法第42条2項道路)	
土 地 の 利 用 状 況 等	本件は賃借人Bが田として耕作・占有している。(現況調査報告書参照)	

供給処理施設	<p>上水道 ー [整備区域外] ガス配管 ー [整備区域外] 下水道 ー [整備区域外]</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>
特記事項	<p>1. その他の規制について</p> <p>○埋蔵文化財</p> <p>無 ・ 有 (周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない)</p> <p>○農・振・法上の農振地域及び農用地の指定</p> <p>無 ・ 有 [農用地 (農地転用許可基準：第一種農地) (買受に際し、所定の適格証明要)]</p> <p>○洪水ハザード浸水想定区域 (浸水深0.5～3.0m未満)</p> <p>2. 土地賃貸借の状況 (物件3、4、5、6共通)</p> <p>①当事者：賃貸人 所有者A 賃借人 占有者B</p> <p>②占有状況：農地 (田として耕作)</p> <p>③占有権原：賃借権</p> <p>④占有開始時期：平成17年頃</p> <p>⑤契約日・期間：平成17年頃 (期間の定めなし)</p> <p>⑥賃料：毎年 金9万円</p> <p>⑦支払時期等：毎年12月末日限り当年分支払</p> <p>⑧一時金等：ない</p> <p>⑨その他：○上記契約は物件3～6を一括しての賃貸借である。 ○BはAに対して管理費と併せて毎年約24万円を支払っている。 ○当該賃貸借は農地法第3条の許可は受けていないし、また、中間管理機構を通じた賃貸借でもないとのこと。 (詳細は現況調査報告書参照)</p> <p>3. 地下埋設物及び土壌汚染関係について</p> <p>地下埋設物については詳細不詳であるが、現地調査や過去地図及び官庁の公表資料から考慮して、過去に土壌汚染の危険性を有する用途で使用された形跡や端緒は殆どないものと見られる。但し、厳密には専門家又は専門機関による調査を要する。</p> <p>4. 物理的減価要因について</p> <p>耕作・占有者Bによれば、地割れや陥没等の物理的な減価要因はないとのこと。</p> <p>5. 土地改良事業について</p> <p>本件は昭和37年～40年に土地改良事業として「農業構造改善事業浮田地区」が実施されて、昭和41年11月2日換地処分済。(登記参照) なお、事業費等は償還済。</p>

符 号	物件 5 ……字浮田 2 6 6 番 3 [現況地目：田、登記地目：田]	
位 置 ・ 交 通	JR常磐線「鹿島駅」の北西方約 4, 1 1 0 m (道路距離 以下同じ) 常磐自動車道「南相馬鹿島スマートIC」の北東方約 1, 5 6 0 m 福島交通バス停「満中内」の北西方約 2 4 0 m 南相馬市鹿島区役所の北西方約 3, 7 0 0 m	
付 近 の 状 況	当該近隣地域は南相馬市中心部（原町区）の北方郊外、鹿島区中心部の北西方郊外に位置し、県道「草野大倉鹿島線」を最寄りの幹線街路として農地が広がる中、農家住宅、集会所が散在する旧来からの農家集落地域である。 周辺農地は、以前に土地改良事業（昭和41年11月 2日・土地改良法による換地処分）が実施されて比較的形の良い広大な農地（田）が広がっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	— (無指定地域)
	建 ぺ い 率	指定：60 %
	容 積 率	指定：200 %
	防 火 規 制	防火・準防火地域の指定なし
	その他の規制	特記事項参照
画 地 条 件 等	規 模：1, 434 m ² (登記) …昭和41年11月 2日土地改良法による換地処分 形 状：ほぼ整形（略台形） 間口×奥行等：①北西側間口約 24m, 奥行約 73m～76m ②南東側間口約 14m 接面道路との関係：①北西側有効路面より 0.5m～1.0m低 ②南東側有効路面より 0.2m低 地 勢 等：平坦 土壌の状態等：普通（耕作田） そ の 他：	
接 面 道 路 の 状 況	①北西側有効幅員約 3.0m舗装市道「中 1 1 1 号線」に接面。 (※上記道路は建築基準法第42条 2項道路) ②南東側有効幅員約 1.0m未舗装公道に接面。 (※上記道路は法定外道路) * 南西側の県道「草野大倉鹿島線」との間には巾 1m～1.2m程度の農業用水路が介在し、出入利用が困難なため、県道とは非接面とした。	
土 地 の 利 用 状 況	本件は賃借人Bが田として耕作・占有している。(現況調査報告書参照)	

供給処理施設	<p>上水道 ー [県道に埋設供給管あり]</p> <p>ガス配管 ー [整備区域外]</p> <p>下水道 ー [北西側市道に埋設下水管あり]</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>
特記事項	<p>1. その他の規制について</p> <p>○埋蔵文化財</p> <p><input type="checkbox"/> 無 ・ 有 (周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない)</p> <p>○農・振・法上の農振地域及び農用地の指定</p> <p>無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 [農用地 (農地転用許可基準：第一種農地) (買受に際し、所定の適格証明要)]</p> <p>○洪水ハザード浸水想定区域 (浸水深0.5～3.0m未満)</p> <p>2. 土地賃貸借の状況 (物件3、4、5、6共通)</p> <p>①当事者：賃貸人 所有者A 賃借人 占有者B</p> <p>②占有状況：農地 (田として耕作)</p> <p>③占有権原：賃借権</p> <p>④占有開始時期：平成17年頃</p> <p>⑤契約日・期間：平成17年頃 (期間の定めなし)</p> <p>⑥賃料：毎年 金9万円</p> <p>⑦支払時期等：毎年12月末日限り当年分支払</p> <p>⑧一時金等：ない</p> <p>⑨その他：○上記契約は物件3～6を一括しての賃貸借である。 ○BはAに対して管理費と併せて毎年約24万円を支払っている。 ○当該賃貸借は農地法第3条の許可は受けていないし、また、中間管理機構を通じた賃貸借でもないとのこと。 (詳細は現況調査報告書参照)</p> <p>3. 地下埋設物及び土壌汚染関係について</p> <p>地下埋設物については詳細不詳であるが、現地調査や過去地図及び官庁の公表資料から考慮して、過去に土壌汚染の危険性を有する用途で使用された形跡や端緒は殆どないものと見られる。但し、厳密には専門家又は専門機関による調査を要する。</p> <p>4. 物理的減価要因について</p> <p>耕作・占有者Bによれば、地割れや陥没等の物理的な減価要因はないとのこと。</p> <p>5. 土地改良事業について</p> <p>本件は昭和37年～40年に土地改良事業として「農業構造改善事業浮田地区」が実施されて、昭和41年11月2日換地処分済。(登記参照) なお、事業費等は償還済。</p>

符 号	物件6……字浮田267番 [現況地目：田、登記地目：田]	
位 置 ・ 交 通	JR常磐線「鹿島駅」の北西方約 4, 130m (道路距離 以下同じ) 常磐自動車道「南相馬鹿島スマートIC」の北東方約 1, 590m 福島交通バス停「満中内」の北西方約 270m 南相馬市鹿島区役所の北西方約 3, 730m	
付 近 の 状 況	当該近隣地域は南相馬市中心部(原町区)の北方郊外、鹿島区中心部の北西方郊外に位置し、県道「草野大倉鹿島線」を最寄りの幹線街路として農地が広がる中、農家住宅、集会所が散在する旧来からの農家集落地域である。 周辺農地は、以前に土地改良事業(昭和41年11月2日・土地改良法による換地処分)が実施されて比較的形の良い広大な農地(田)が広がっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 — (無指定地域) 指定：60% 指定：200% 防火・準防火地域の指定なし 特記事項参照
画 地 条 件 等	規 模：2,204 m ² (登記) …昭和41年11月2日土地改良法による換地処分 形 状：ほぼ整形(略台形) 間口×奥行等：①北西側間口約 29m, 奥行約 73m~91m ②南東側間口約 31m 接面道路との関係：①北西側有効路面より 0.5m~1.0m低 ②南東側有効路面より 0.2m低 地 勢 等：平坦 土壌の状態等：普通(耕作田) そ の 他：	
接 面 道 路 の 状 況	①北西側有効幅員約 3.0m舗装市道「中111号線」に接面。 (※上記道路は建築基準法第42条2項道路) ②南東側有効幅員約 0.5m~1.0m未舗装公道に接面。 (※上記道路は法定外道路)	
土 地 の 利 用 状 況	本件は賃借人Bが田として耕作・占有している。(現況調査報告書参照)	

供給処理施設	<p>上水道 ー [整備区域外] ガス配管 ー [整備区域外] 下水道 ー [北西側市道に埋設下水管あり]</p> <p>(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>
特記事項	<p>1. その他の規制について</p> <p>○埋蔵文化財</p> <p><input type="checkbox"/> 無 ・ 有 (周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない)</p> <p>○農・振・法上の農振地域及び農用地の指定</p> <p>無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 [農用地 (農地転用許可基準：第一種農地) (買受に際し、所定の適格証明要)]</p> <p>○洪水ハザード浸水想定区域 (浸水深0.5～3.0m未満)</p> <p>2. 土地賃貸借の状況 (物件3、4、5、6共通)</p> <p>①当事者：賃貸人 所有者A 賃借人 占有者B</p> <p>②占有状況：農地 (田として耕作)</p> <p>③占有権原：賃借権</p> <p>④占有開始時期：平成17年頃</p> <p>⑤契約日・期間：平成17年頃 (期間の定めなし)</p> <p>⑥賃料：毎年 金9万円</p> <p>⑦支払時期等：毎年12月末日限り当年分支払</p> <p>⑧一時金等：ない</p> <p>⑨その他：○上記契約は物件3～6を一括しての賃貸借である。 ○BはAに対して管理費と併せて毎年約24万円を支払っている。 ○当該賃貸借は農地法第3条の許可は受けていないし、また、中間管理機構を通じた賃貸借でもないとのこと。 (詳細は現況調査報告書参照)</p> <p>3. 地下埋設物及び土壌汚染関係について</p> <p>地下埋設物については詳細不詳であるが、現地調査や過去地図及び官庁の公表資料から考慮して、過去に土壌汚染の危険性を有する用途で使用された形跡や端緒は殆どないものと見られる。但し、厳密には専門家又は専門機関による調査を要する。</p> <p>4. 物理的減価要因について</p> <p>耕作・占有者Bによれば、地割れや陥没等の物理的な減価要因はないとのこと。</p> <p>5. 土地改良事業について</p> <p>本件は昭和37年～40年に土地改良事業として「農業構造改善事業浮田地区」が実施されて、昭和41年11月2日換地処分済。(登記参照) なお、事業費等は償還済。</p>

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

目的物件の更地価格を算出し、必要に応じ、これに建付減価を行って土地の価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	500	0.98	2,742		1,344,000
4	500	0.95	2,998		1,424,000
5	500	1.00	1,434		717,000
6	500	1.00	2,204		1,102,000

○標準画地（田地）

標準画地(田地)は、有効幅員約3.0m舗装市道「中111号線」に接面する画地規模約2,000㎡程度の整形の田地(土地改良済)を設定(想定)する。

田地に係る標準画地は、近隣・周辺地域における同種類の取引事例と比較検討のうえ上記の通り評定した。なお、農地については比較可能な標・基準地がないので、これとの比較による価格の妥当性の検証はできなかった。

イ 個別格差：物件3

交通接近条件：100%〔道路の状態〕
 自然的条件：100%〔土壌、水利の状態〕
 画地条件：98%〔規模大、形状、変則角地〕
 行政的條件：100%
 その他の条件：100%

格 差 率：98%〔相乗〕

：物件4

交通接近条件：95%〔道路の状態〕
 自然的条件：100%〔土壌、水利の状態〕
 画地条件：100%〔規模大、形状〕
 行政的條件：100%
 その他の条件：100%

格 差 率：95%〔相乗〕

：物件5

交通接近条件：100%〔道路の状態〕
 自然的条件：100%〔土壌、水利の状態〕
 画地条件：100%〔規模小、形状、二方路〕
 行政的條件：100%
 その他の条件：100%

格 差 率：100%〔相乗〕

：物件 6
 交通接近条件：100 % [道路の状態]
 自然的条件：100 % [土壌、水利の状態]
 画地条件：100 % [規模大、形状、二方路]
 行政的条件：100 %
 その他の条件：100 %

格 差 率：100 % [相乗]

ウ 地 積：登記数量

エ 建付減価：-

2 評価額の判定

評価額（内訳価格及び一括価格）

番 号	基礎となる価格 (円) ア	占有減価 修 正 イ	市 場 性 修 正 ウ	競売市場 修 正 エ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ
3	1,344,000	0.95	0.60	0.60	460,000
4	1,424,000	0.95	0.60	0.60	487,000
5	717,000	0.95	0.60	0.60	245,000
6	1,102,000	0.95	0.60	0.60	377,000
合 計					1,569,000

ウ 占有減価修正：各物件は所有者以外の者が賃借し、田として耕作・占有している。

当該占有権原や明渡の難易、農業委員会の許可の有無等を考慮し、当該減価修正率を上記の通り判定した。

エ 市場性修正：下記の通りと判断した。

各物件は農地（田）であるため、買受にあたり所定の適格証明が必要となる。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足などから農業を取り巻く環境が悪化の傾向にあり、農地売買に係る一般市場流通性は減退傾向が強まりつつある。よって、当該地域における市場流通性の減退を考慮し、市場性修正割合を上記の通り判定した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 公示価格等の番号：なし

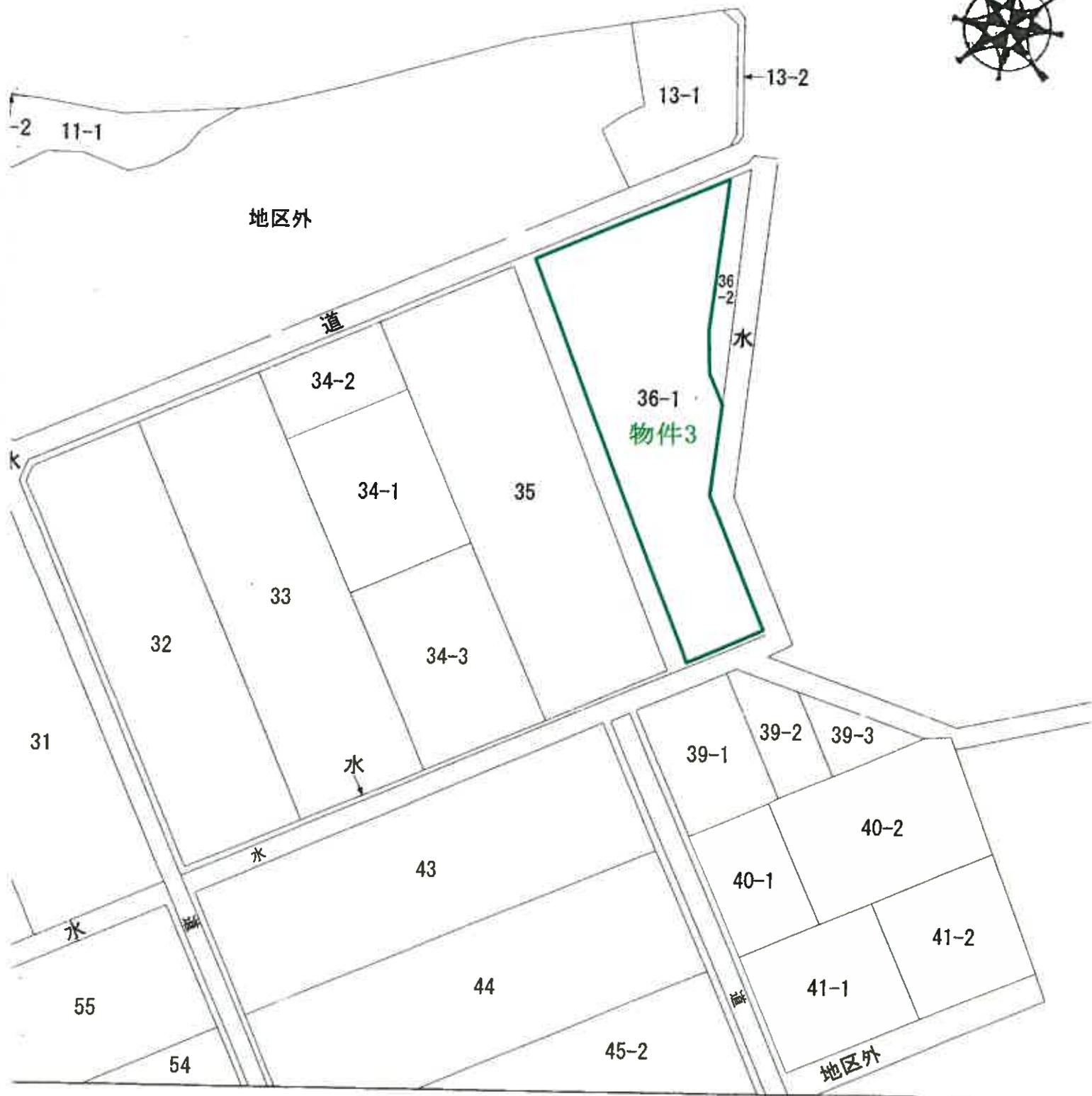
所 在：
価 格：
価 格 時 点：
位 置：
地 積：
供給処理施設：
接 面 街 路：
用途指定等：
地域の概要：

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件3 …… 319,443 円（2,742 m²）
物件4 …… 349,267 円（2,998 m²）
物件5 …… 167,061 円（1,434 m²）
物件6 …… 256,766 円（2,204 m²）

第7 附属資料（B I T用）

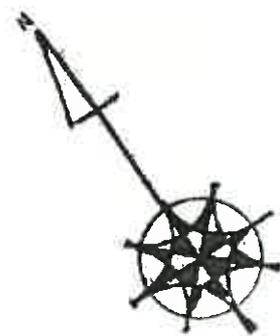
位 置 図 （添付省略……裁判所備え付け評価書参照）
案 内 図 （添付省略……裁判所備え付け評価書参照）
公 図 写
地 積 測 量 図 写
マップ（市役所備付の公図集積図、公図＋航空写真併せ図）写
土地位置関係図
仮 名 一 覧 表



標準する図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるもの
 1,200 付け
公図写
 福島地方法務局(法第14条第1項地図)

地番区域見出し

所在 南相馬市鹿島区浮田字浮田 地番 36番1



1面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして1:1,200で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

1,200
公 図 写

地番区域見出し
鹿島区
字浮田

福島地方法務局(法第14条第1項地図)

南相馬市鹿島区浮田字浮田

地 番 252番

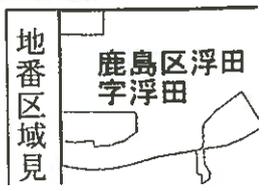


1
1,200

公 図 写

福島地方法務局(法第14条第1項地図)

土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



登記年月日：平成7年1月19日

3003093

266-3 ② 266-3 ③ 266-3 ④ 266-3 ⑤ 266-3 ⑥ 266-3 ⑦ 266-3 ⑧ 266-3 ⑨ 266-3 ⑩ 266-3 ⑪ 266-3 ⑫ 266-3 ⑬ 266-3 ⑭ 266-3 ⑮ 266-3 ⑯ 266-3 ⑰ 266-3 ⑱ 266-3 ⑲ 266-3 ⑳ 266-3 ㉑ 266-3 ㉒ 266-3 ㉓ 266-3 ㉔ 266-3 ㉕ 266-3 ㉖ 266-3 ㉗ 266-3 ㉘ 266-3 ㉙ 266-3 ㉚ 266-3 ㉛ 266-3 ㉜ 266-3 ㉝ 266-3 ㉞ 266-3 ㉟ 266-3 ㊱ 266-3 ㊲ 266-3 ㊳ 266-3 ㊴ 266-3 ㊵ 266-3 ㊶ 266-3 ㊷ 266-3 ㊸ 266-3 ㊹ 266-3 ㊺ 266-3 ㊻ 266-3 ㊼ 266-3 ㊽ 266-3 ㊾ 266-3 ㊿

地積測量図

土地の所在 一 相馬郡鹿島町大平浮田字浮田
南相馬市鹿島区

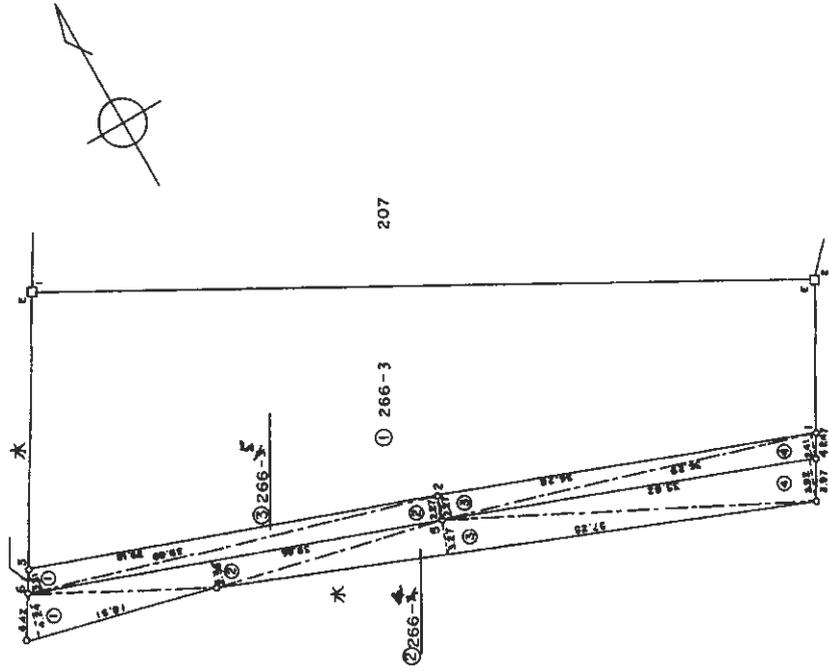
② 地番 266-3

符号	底辺	高さ	積算
1	18.51 x	4.24 =	78.4824
2	39.66 x	2.55 =	101.1330
3	57.25 x	3.27 =	187.2027
4	35.82 x	3.92 =	140.4144
合計			507.2373
面積			253.61865
地積			253 m ²

③ 地番 266-3

符号	底辺	高さ	積算
1	39.69 x	2.31 =	91.6839
2	39.69 x	2.27 =	90.0963
3	36.29 x	2.27 =	82.3783
4	36.29 x	2.41 =	87.4589
合計			351.6174
面積			175.80870
地積			175 m ²

物件5 ① 地番 266-3
1864m² - (253.61865m² + 175.80870m²) = 1434.57265m²
地積 1434 m²

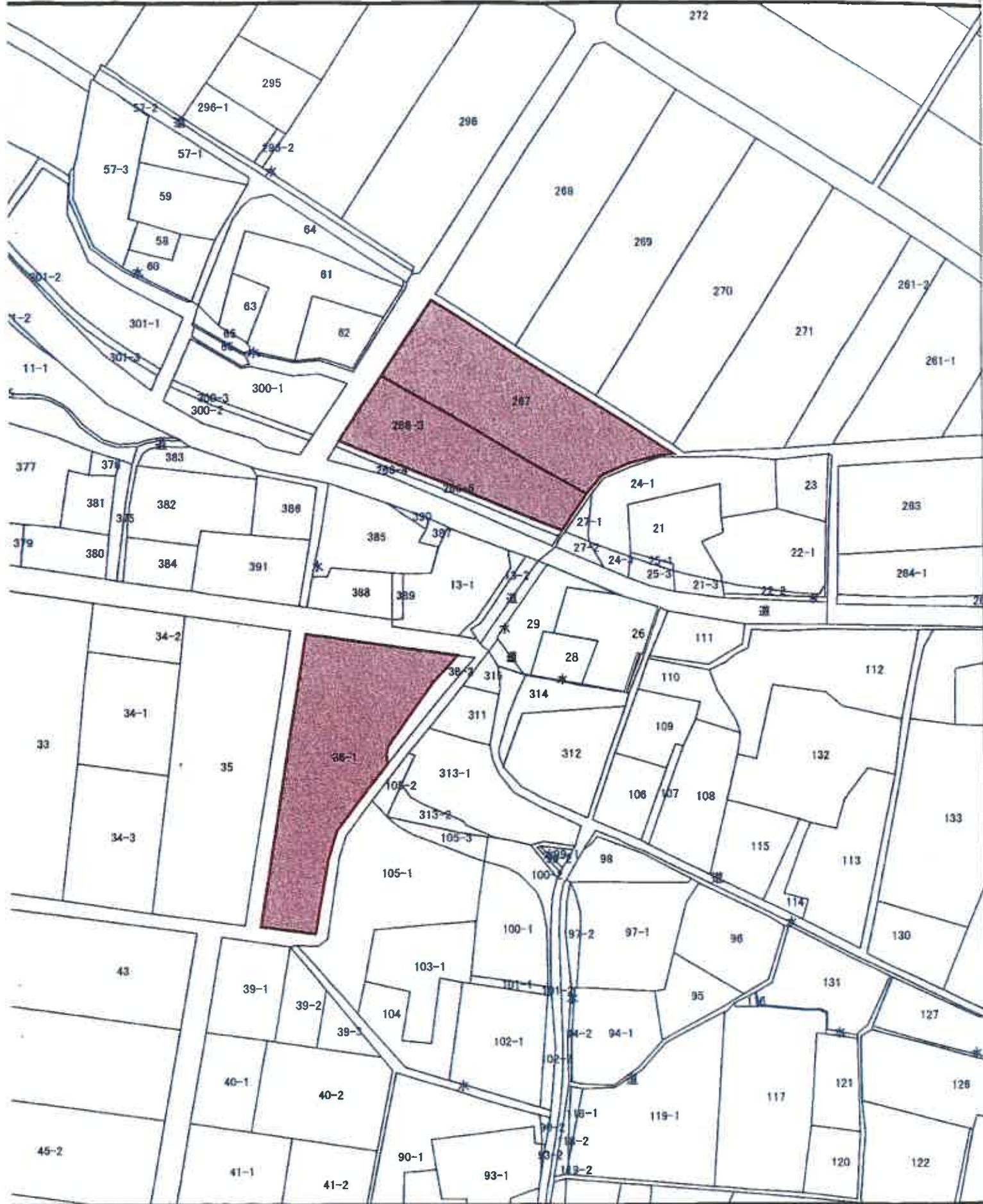


境界
O1...190853.187 Y=97301.547
O2...190865.956 Y=97267.593
O3...190879.439 Y=97230.808
O4...190851.042 Y=97300.320
O5...190863.808 Y=97266.848
O6...190877.395 Y=97229.588

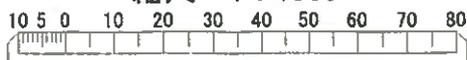
永久軌
□... X=190865.552 Y=97308.616
□... X=190901.504 Y=97243.992

作製者
嘱託者
1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月15日 福島地方方法務局相馬支局

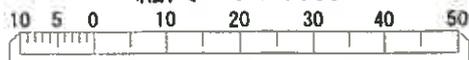


縮尺 1 : 1500





縮尺 1 : 1000





鹿島区浮田字浮田(027924) 36-1 付近

縮尺 1 : 1000





鹿島区浮田字浮田(027924) 252 付近

縮尺 1 : 1000
10 5 0 10 20 30 40



鹿島区浮田字浮田 (027924) 266-3 付近

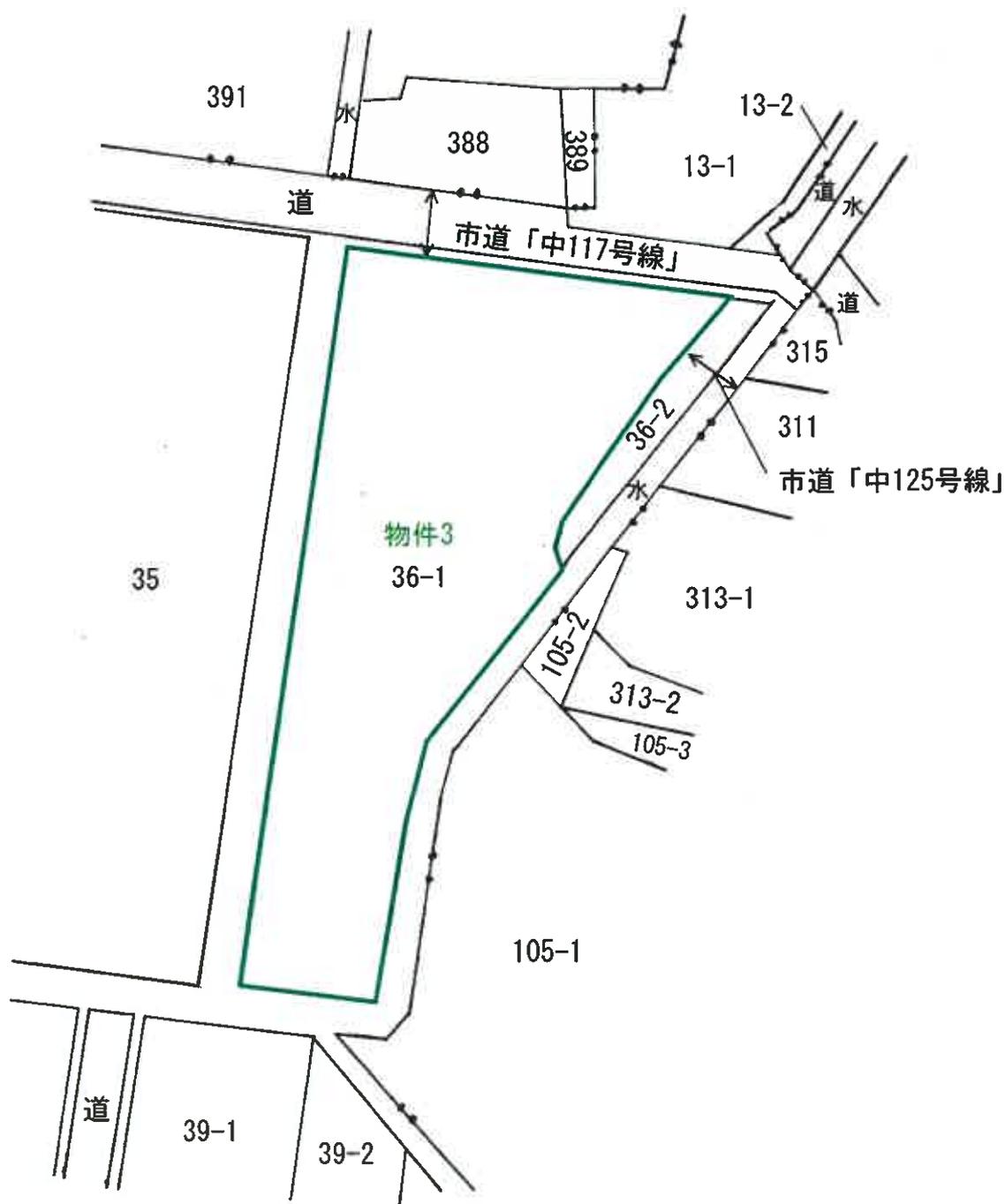
縮尺 1 : 1000



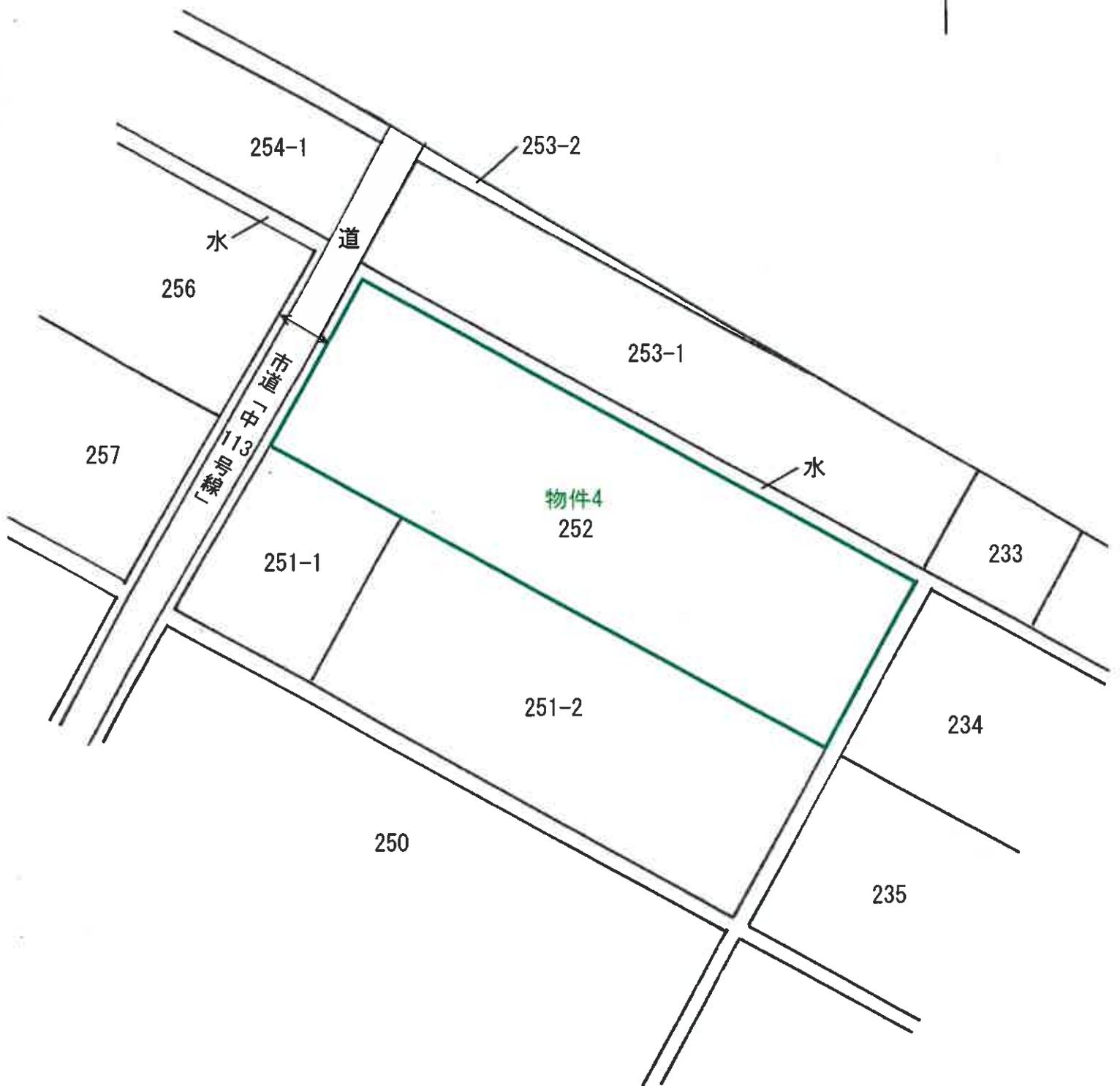


隣接地の概要

南相馬市鹿島区浮田字浮田	36番2	公衆用道路	212㎡	南相馬市	
〃	〃	〃	50㎡	〃	
〃	字満中内	105番2	〃	90㎡	〃
〃	〃	105番3	〃	158㎡	〃
〃	〃	313番2	〃	164㎡	〃



土地位置関係図



土地位置関係図



隣接地の概要

南相馬市鹿島区浮田字浮田	266番4	公衆用道路	253㎡	福島県
〃	〃	〃	175㎡	〃



土地位置関係図